

## 永どんサポーターズクラブ会則

### (名称)

第1条 この会は、永どんサポーターズクラブ（以下、「本クラブ」といいます。）と称します。

### (目的)

第2条 本クラブは、永どんを応援することを通じて、多摩・永山地域への愛着を高めるとともに、多摩・永山地域の活性化を促進することを目的とします。

### (運営)

第3条 本クラブの運営は、「永どんサポーターズクラブ運営委員会」（以下、「委員会」といいます。）が行います。

(1)委員は3名以上とします。

(2)委員の互選により、以下の役員を置きます。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名以上2名以内
- ・会計監事 2名

(3)委員の任期は1年とします。ただし再任を妨げません。

### (会員)

第4条 会員とは、本クラブの目的に賛同する個人または団体等で、本会則を承諾のうえ、所定の手続きにより入会登録をした方をいいます。

### (入会)

第5条 本クラブへの入会を希望する個人または団体等は、所定の入会申込書を委員会に提出するものとします。

(1)入会審査及び承認は、委員会が行います。

(2)また以下の項目に該当する場合は入会できません。

- ・特定の政治、思想及び宗教等の活動を目的とする
- ・不当な利益をあげるため
- ・法令または公序良俗に反する、またはその恐れがある

### (特典)

第6条 会員は、次の各号に掲げる特典を受けられます。

(1)永どんデザインの使用

但し、別途定める「永どんの取扱要綱」を順守することとします。

(2)本クラブに協賛した団体等による割引等のサービスの享受

(3)その他、会員特典として定めた事項の享受

### (入会金及び年会費)

第7条 入会金及び年会費は以下のとおりとします。

(1)入会金 無料

(2)年会費 個人：1口1,000円（1口以上）

団体：1口1,000円（10口以上）

いったん納入された年会費は理由を問わず返還しません。

(会員期間)

第8条 会員期間は入会承認日から入会年度の3月31日までとします。

(会計年度)

第9条 本クラブの会計年度は、4月1日から翌年3月31日とします。

(退会)

第10条 退会は、会員の届出により委員会が承認します。

(会員資格の取消)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を失うものとします。

- (1) 本会則に違反したとき
- (2) 本クラブの活動や運営を故意に妨害したとき
- (3) 本クラブの名誉または信用を傷つけ、もしくは秩序を乱したとき
- (4) その他、会員として不適格であると委員会が判断したとき

(免責)

第12条 次の各号に関して、本クラブの責に帰すべき事由がある場合を除いては、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本クラブが提供するサービスの利用による、会員同士または会員と第三者との間で生じた紛議及び損害等
- (2) 本クラブに協賛した団体等による特典付与について、その提供元団体等と会員の間で生じた紛議及び損害等

(会則の変更)

第13条 本クラブは、必要と認めたときに会員への予告なく、本会則の内容を変更することができるものとします。この場合、本クラブのホームページ等で速やかに会員に告知します。

(会員の個人情報の登録・利用及び提供に関する同意)

第14条 会員は、会員の個人情報の登録・利用及び提供に関し、次の内容に同意するものとします。

- (1) 本クラブは、会員の個人情報を他に漏らすことのないよう、その保護に十分注意を払うものとします。
- (2) 本クラブは、次に掲げる目的のために、会員の個人情報を利用します。
  - ・ 会員向け各種情報、サービスのご案内
  - ・ 会員を対象としたアンケート等の実施
- (3) 本クラブは、会員特典の提供のため、会員の個人情報を、特典を取り扱う団体等に連絡することがあります。
- (4) 前項に定める場合のほか、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には、会員の個人情報を第三者に開示することがあります。

(事務局)

第15条 本クラブの事務を処理するため、事務局を置きます。

(補則)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、本クラブの運営に関して必要な事項は、委員会が別に定めます。